

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、過疎地域では、依然として多くの集落が消滅の危機にひんし、これにより、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史や文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土や自然環境の保全、いやしの場の提供、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立し、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

よって、国におかれては、新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

豚コレラ対策の強化を求める意見書

昨年9月、国内で26年ぶりに豚コレラが発生して以降、関係者による懸命な防疫措置や拡大防止対策にもかかわらず、8府県の農場で感染が確認され、14万頭を超える豚の殺処分を余儀なくされている。豚コレラについては、野生イノシシへの感染が確認され、野生イノシシ等を介して感染が拡大することにより、畜産業に甚大な被害を与える恐れが極めて高まっており、終息に向けた見通しが立たない状況に陥っている。

このような中、本県においても、今年8月、感染確認検査を実施した野生イノシシから、豚コレラウイルスの陽性が確認され、県内の養豚農家においては、先の見えない状況に日々緊張を強いられている。

本県では、養豚場での感染防止に向けて養豚農家の防疫体制を強化するため、豚コレラ感染イノシシの侵入防止や養豚農家の防疫対策への支援強化を図るとともに、野生イノシシの捕獲強化や、経口ワクチンの散布を行っているところであるが、国の知見に基づく効果的な対策の推進が必要不可欠である。

よって、国におかれては、豚コレラの一刻も早い沈静化と、本県のみならず我が国畜産業の維持・発展が図られるよう、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 感染経路や発生原因を早急に解明し、一刻も早い事態の終息を図ること。
 - 2 養豚農家が行う防疫対策強化の取り組みに対する支援の充実を図ること。
 - 3 国主導の下、感染イノシシの撲滅に向け、経口ワクチンの重点散布帯の構築や捕獲強化など広域対応の強化を図ること。
 - 4 複数個所や広範囲での発生に備えた獣医師の確保、広域的な支援体制を構築すること。
 - 5 発生養豚農家に対する手当金の早期支給に加え、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、発生養豚農家や制限区域内の農家に対して、経営再建に向けた最大限の支援を行うこと。
 - 6 海外からの豚コレラウイルス等の侵入を防止するため、空港や港での検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
 - 7 国の責任において、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第13の2に規定される豚への緊急ワクチン接種の実施を速やかに決定すること。また、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害の防止も含め、国の責任において対応すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書

文部科学省は平成28年度の教員勤務実態調査の結果、多数の教職員の時間外労働が過労死ライン相当にまでなっている状況を踏まえ、学校における働き方改革の取り組みを進めている。文部科学省の諮問を受けた中央教育審議会は平成31年1月に答申を行い、1カ月の在校等時間について超過勤務45時間、年間では360時間を上限とする文部科学省指針の順守に向け、総合的な取り組みを求めている。

本県においても平成30年3月に「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を定め、各学校における業務改善の取り組みを進めているところである。

一方、新しい学習指導要領が令和2年度より小学校から順次実施される。今改定は、小学校中学年から外国語教育を導入することや小学校におけるプログラミング教育を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへの進化を目指すものとなっている。

教育における新しい取り組みを進めながら、学校現場における複雑化、多様化する課題に対応し子供たち一人一人に寄り添ったきめ細かい教育を実践するためには、教職員定数の計画的改善による教職員の多忙化の抜本的解消が不可欠である。

また、OECD調査によると、2016年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比2.9%で、OECD平均4.0%を下回る状況となっている。山積する教育問題の解決を図り、少人数学級など教育環境を充実させ、学びの質を高めるために、教職員定数の計画的改善とともに、教育予算の拡充が求められている。

よって、国におかれては、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう豊かな学びを保障するために教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

議会議案第4号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を
求める意見書

本年4月、東京都豊島区で高齢者が運転する車が暴走したことにより、母子2人が亡くなるなど高齢運転者による重大な交通事故が相次いで発生している。

近年、死亡事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者が加害者となる死亡事故件数は横ばいであることから、死亡事故全体に占める高齢者の割合が増加している。75歳以上の運転免許保有者が今後更に増加していくことが見込まれる中、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっている。

高齢運転者による交通事故の防止を図るためには、改正道路交通法の円滑な施行に加え、交通安全教育や先進安全技術の活用等により、高齢運転者それぞれの運動能力に応じた安全運転の継続を支援する一方、自動車に頼らずに日常生活を円滑に営むことができるよう、移動手段の確保を始め、生活を支える施策の充実に配慮しつつ、運転免許を自主返納しやすい環境を整えていく必要がある。

よって、国におかれては、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を進めるため、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 安全運転サポート車や既販車への後付けの安全運転支援装置の普及を一層加速させるとともに、高齢運転者を対象とした購入支援策を検討すること。
 - 2 免許を自主返納した高齢者の日々の買物や通院などに支障が生じないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」に対する更なる支援の充実に努めること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などに対し、財政的な支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

あて

石川県議会

水産業の体質強化を求める意見書

我が国の水産業は、かつて世界一を誇った漁業生産量が今やピーク時の半分以下に減少しており、また、漁業者の減少・高齢化も急速に進んでいる。

このような中、水産業を若者にとって魅力ある産業にし、水産物の安定供給を果たすため、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指した水産政策の改革の実行が何より重要であり、昨年12月「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、公布から2年以内に施行することとなっている。

法改正により、新たな資源管理システムの構築や、漁業者の所得向上に資する流通構造改革等がなされるが、こうした水産改革に漁業者らが安心して取り組むことが何より重要である。

よって、国におかれては、水産業の体質強化を図る水産政策の改革を着実にを行うため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 改正法に伴う具体的な運用は、漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明に努めるとともに、地域の実情を踏まえながら、透明性が高い運用が行われるよう明確な基準を設けること。
- 2 新たな資源管理の下、漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図り、必要な法整備を行うこと。
- 3 漁獲証明に係る法整備を進めるとともに、ICT等を最大限活用し、トレーサビリティの取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

あて